

無国籍概念の憲法理論上の位置づけ：
無国籍問題の法的認識可能性

Constitutional Insights on Statelessness:
Exploring the Possibility of the Legal Recognition of Statelessness

渡貫 諒 (国際基督教大学社会科学研究所)
Ryo Watanuki (ICU Social Science Research Institute)

キーワード：憲法理論、無国籍者の法主体性、授権

1. 報告の目的

本報告の目的は、無国籍という概念が憲法理論に内在しながら認識可能であるか、つまり国家の側から無国籍を法的に議論することが可能であるのか、を議論することにある。無国籍問題を憲法理論の枠組みで捉え直すことは、無国籍を規範からの逸脱現象としてではなく、規範の枠組み内で理論立てするということである。無国籍者は無国籍になる権利を有していないのに対して、国家は無国籍者に関する法的義務を負っていない。他方、国家は個人の国籍を恣意的に剥奪することは許されていない。すなわち、法的には国家は個人の国籍を奪えず、個人はいかなる国籍も放棄する権限は授権されていない。本報告が疑問を投げかけるのは「すべての者は、国籍を持つ権利を有する」という定式である。権利を持つという事は、その権利の行使は義務ではないという意味である。ところが、国際法上も国内法上も、いかなる人物も無国籍になる権利は有していない。この矛盾を参照軸とし、本報告は無国籍者とその認定をめぐる「法の動学」(ケルゼン 2014)、つまり無国籍者、国家機関にどのような権限が授権されているのかを考察する。

2. 問題の所在

無国籍者は条約上「いずれの国家によってもその法の運用において、国民とみなされない者」(無国籍者の地位に関する条約 1 条 1 項)と定義される。国際法上、無国籍者に関連する条約は 1954 年の「無国籍者の地位に関する条約」および 1961 年の「無国籍者の削減に関する条約」の 2 つに限られている。とりわけ、2014 年は無国籍者の地位条約締結 50 周年に辺り、問題に関する関心は高まりつつあるといえる。ところがそれに反して、無国籍者をめぐる法的環境は同条約締結以前も以後もあまり変化していない。こうした状況に対して、UNHCR や学会などからは、無国籍者を削減する取り組みを国家により多く求める声が挙がっている。例えば、日本に対しては、無国籍者に関する二条約に加入することにより、無国籍者を減らす努力を求めるものなどがある(付 2013)。とりわけ、グローバル化の進行により人の移動が活発になる中、国籍を喪失する危険性とその対策の必要性を主張する研究もある(阿部 2010 年など)。たしかに国籍を失うことは「諸権利・利益の享受が脆弱な状態」(阿部 2010: 15)を意味しており、これはハンナ・アーレントの指摘よれば、「主権国家の体制の枠内で無国籍者に人権を保障することの不可能性」(アーレント 1972: 275)であるとされる。ところが、国際法の観点からは、国家に無国籍者を廃絶する義務を課す事は、特別に条約が締結されない限り不可能である。アーレントが述べているように、国際的な枠組み上では、無国籍の問題は「満足すべき解決の見通しが全く得られなかった問題」(アーレント 1972: 251)に留まっている。アーレントの批判は半世紀以上前のものであるにも拘らず、無国籍をめぐる国際的な枠組みの現状は全くといっていいほど変化していない。すなわち、UNHCR や多くの研究は国家を批判しつつも、最終的には国家にさらなる「努力」を求める以上の結論が引き出せていない。その原因は、国家が無国籍条約に加入する義務が存在しないことにある。条約法条約が規定するように、条約への加入は批准を初めとする国家意思の表明により行わ

れ、「強制の結果行われたものである場合には、いかなる法的効果も有しない」とされる。無国籍条約であっても例外ではなく、いかなる国際法主体も、条約の締結を強制する権限は有していない。

このような国際法的アプローチの限界に対して、憲法理論の側は無国籍の問題をそもそも無視してきた。無国籍者はそもそも「迷惑」（奥平 1993）とされ、とりわけ国家の基礎をなす憲法理論では、国籍付与を法的に議論することとなる無国籍問題は政治的であり、憲法学上の問題というよりはむしろ「国際社会の組織化」（芦部 1994: 114）の問題とされるなど、憲法理論に内在した考察はなされてきていない。

3. 研究方法

本発表の対象は無国籍者と国家の授権関係を、憲法理論に内在しながら考察することである。その目的を達成するため、本発表では視点を法理論の分析に限定する。このことは二つの意味を示唆している。一つは、本発表は特定の法体制を考察するのではないという事である。条文等は日本の例を用いるが、これはあくまで、日本が法治国概念を前提とした法体系を有しているからであり、日本の課題を浮き彫りにするためではない。第二に、本発表では判例分析は行わないという点である。法的分析において判例は重要ではあるが、授権概念を通じた権限配分に焦点を当てる以上、判例法利はあくまでも「事実問題」として一旦考慮から外し、純粋に法的理論としては何がいえるのかを考察の中心に据える。

以上の点をふまえ、本発表が依拠する理論枠組みはハンスケルゼンによって完成された、法実証主義的な枠組みである。ケルゼンによれば、法秩序は上位規範から下位規範に対してなされた授権関係によって成立している。ここでは権利とは「反射物と同一物である義務の不履行を追求する権限」（ケルゼン 2014: 297）と定義される。こうして成り立つ法秩序は統一的な秩序体系であり、規範の衝突はあり得ないものとされる。こうした実証主義的な枠組を用いることにより、憲法規範の外に置かれ、かつ国際法上も「異常（anomaly）」という単語が使われることがある」（新垣 2014）無国籍者の問題を、法秩序の枠組み内で捉え直す。

参考文献

- アーレント、ハンナ（1972）『全体主義の起源』（大島道義・大島かおり訳）、みすず書房
芦部信喜（1994）『憲法学 II 人権総論』、有斐閣
阿部浩己（2010）『無国籍者の情景—国際法の視座、日本の課題』、UNHCR 駐日事務所
新垣修（2014）「無国籍者地位条約と無国籍削減条約—成立までの経緯と概要」『法律時報』86 卷 11 号
奥平康弘『憲法〈3〉憲法が保障する権利』、有斐閣
ケルゼン、ハンス（2014 年）『純粋法学 第 2 版』、（長尾龍一訳）、有斐閣
付月（2013）「無国籍条約加入の意義と日本の課題」『移民政策研究』第 5 号